

委員長報告

企画財政 委員長報告



副委員長 千葉達也

[目 次]

	頁
常任委員会	
企画財政	65
福祉保健医療	66
産業労働企業	66
警察危機管理防災	67

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第87号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の残高の使途と見通しについてどう考えているのか」との質疑に対し、「活用できる財源としては、現在、臨時交付金の地方単独事業分について51億円、事業者支援分については95億円となっている。今後、事業者支援分については事業者の支援に幅広く活用すべきとの国からの要請もあり、その活用方法について検討しているところである」との答弁がありました。

また、「国任せではなく私権を制限しているところには、県独自の判断で施策を展開していく必要がある。今回は、なぜ交付金を活用して対策をしないのか」との質疑に対し、「これから県独自の判断で支出する必要がある経費が余りにも多額であることが見込まれるため、今回は予算計上に踏み切れなかった。令和3年6月定例会までには支援の範囲を決め、支援できるよう作業を進めていく。今臨時会については当面必要になる経費だけを予算計上させていただきたい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療 委員長報告

副委員長 渡 辺 大



福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第87号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「宿泊療養施設の稼働率が低いのはなぜか。また、稼働率を上げるために、今後どのように取り組むのか」との質疑に対し、「ホテルの場合、退室後に、消毒、清掃、ベッドメイク等を行ってから、新たな療養者の入室が可能となるが、これら一連のオペレーション業務をそれぞれ別の業者が行っていたので、次の入室までに日数を要していた。また、応援の県職員が業務に慣れるまでに時間を要し、稼働率が低い状況になっていた。今後については、ホテルの運営業務を包括委託し、消毒や清掃などのオペレーション機能を向上させ、また、その包括委託には、ホテルの稼働率に応じて、管理料について受託者に10%から25%のインセンティブが発生する仕組みを設けて稼働率を上げていきたい」との答弁がありました。

次に、「自宅療養者について、急激な病状悪化に備えるために、東京都では、LINEや電話による健康観察、食料品の配送、24時間対応の専用相談窓口、パルスオキシメーターの配布を行っているが、県の宿泊・自宅療養者支援センターでは、どのような支援を行うのか」との質疑に対し、「県では現在、自宅療養者全員にパルスオキシメーターを配布している。また、電話を中心に健康観察を行い、食事の宅配も行っている。今後開設する予定の宿泊・自宅療養者支援センターでは、24時間相談体制を設けるほか、毎日2回の健康観察を行っていく。さらに、

体調が悪化した場合には、診療・検査医療機関などによる電話診療等を行い、必要に応じて薬も処方する」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告

副委員長 松 井 弘



産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第87号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「飲食店に対する営業時間短縮要請等に伴う感染防止対策協力金の支給額が、4万円から今回3万円に減額となった。現場は、本当に困っているという声を聞く。一生懸命対策をしている飲食店の痛みをどのように考えているのか。また、時短や酒類提供の要件について、県に裁量はあるのか。さらに、協力金について県独自で上乘せがなぜできないのか」との質疑に対し、「協力金が1万円減らされることは、事業者にとって痛みであると承知している。要件については、大枠については国の制度であるが、例えば、彩の国『新しい生活様式』安心宣言等は、県の裁量で決められる。県独自の上乗せについては、1万円上乘せについて地方創生臨時交付金の事業者支援分というものを活用し、前回上乘せを行った。今回は、ほかの支援策との兼ね合いもあるため、上乘せするのは難しいと考えた」との答弁がありました。

また、「飲食店プラスの措置区域内である15市町における認証は、市町によって認証の進捗状況が違

う。特に低い市では69.7%の交付率となっており、こうした低い交付率を県として現状及び原因の分析をどのようにしているのか。また、宣言を出して、延長し、そして解除してリバウンドする繰り返しになっている。そうしたことを考えると、データがなかなか活用されていない。今後こうしたデータをしっかりと活用すべきと考えるがどうか」との質疑に対し、「ほかの地域に比べて比率が上がってきていない地域もあり、分析が充分できていない。今後、地元の市町村、商工団体にも意見を聞きながら、しっかりと分析をしていく。また、データの活用については、因果関係等、データをどういうふうの評価するかというところが難しいところもあるが、今後、データに基づいた施策に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災 委員長報告

副委員長 権 守 幸 男



警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第87号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「前回の委員会で、まん延防止等重点措置区域の指定については、陽性者数や東京都の隣接地ということを検討して決定しているとのことであったが、陽性者数について何か基準があるのか。また、今回は、措置区域の指定が継続されたが、指定区域の市町で人口10万人当たりの陽性者数が減少しているところもあれば、東京都の隣接地で陽性者数が多

いの指定されていない区域もある。区域の指定については、県民に多大な影響を与えているので、その都度慎重に検討すべきと思うがどうか」との質疑に対し、「まん延防止等重点措置区域の決定に当たっては、新規陽性者数、東京都の隣接、鉄道の結節という三つを基に総合的に判断しており、陽性者数については人口10万人当たりの陽性者数と実陽性者数を含めて判断の一つとしている。今回の区域の指定に当たっては、本年5月25日の専門家会議で措置区域の見直しについて意見を伺い、不明点の多いインド株が県内で発生したこと、変異株の感染動向が分かりづらく、感染爆発の懸念もあり、現在の措置区域を維持すべきだという意見をいただき、それを踏まえて、措置区域は変更なしと本部会議で決定した」との答弁がありました。

次に、「営業時間短縮要請の協力状況調査の結果、95%を超える協力率になっているようだが、協力していただけない店舗からはどのような意見があり、県はどう対応したのか。また、店舗からの貴重な意見を県庁全体でどのように共有して活用するのか」との質疑に対し、「協力していただけない店舗からは、従業員の雇用の関係や協力金では足りず営業しないと経営が厳しいとの意見があった。そのような店舗については、まず電話連絡をして協力金制度の案内を行い、粘り強く協力を依頼している。それでも協力していただけない10店舗に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく要請をした。いただいた意見は毎朝、幹部によるウェブミーティングで共有するほか、関係する産業労働部とも情報共有を図っている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。